

# 丹後山の会 規約

第1条 1 この会は名称を「丹後山の会」（以下、当会と言う）とし、事務所を役員のうち庶務の自宅に置く。

2 当会は京都府勤労者山岳連盟に加盟する

第2条 当会の目的は、自ら登山・ハイキングを楽しむとともに、一般市民に根ざしたスポーツ・レクリエーションとして、普及発展させることを目的とする。

第3条 当会は、目的を遂行するため次の活動を行う。

- 1 健康で安全な登山・ハイキングの計画立案。
- 2 広範な登山愛好者の組織化。
- 3 登山技術とモラルの向上。
- 4 京都府勤労者山岳連盟所属の各会との交流。

第4条

- 1 この規約を承認し、所定の手続きを履行するとともに会費を納入した者は誰でも会員になることが出来る。
- 2 会員は会費を納入しなければならない。
- 3 会費は年9,000円、家族会員の場合は年6,000円とする（労山基金2口を含む）。但し、他の労山組織に加入する者の年会費は3,000円とする。会友会費は2,000円、途中入会者の会費は別表のとおりとする。

第5条 事故の対応

会員は、すべての会の活動に危険を承認したうえで自己責任のもとに参加する。活動中に原因の如何を問わず、死亡・後遺障害・怪我などを伴う事故が発生した場合も、事故の被害者ならびにその家族は、会ならびにリーダーや同行者に対して一切の賠償請求は行わない。

第6条 当会に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
幹事	若干名	庶務	1名
会計	1名	監査	若干名

第7条 当会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 山行部

第8条 前条の機関は、次のことを行う。

総会 役員承認と事業・会計報告の承認。会員の山行希望の収集。

役員会 当会の目的にそった事業の計画立案。

山行部 例会山行の計画づくり、下見、当日の担当を担う。

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、当会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代行する。
- 3 幹事は、他の役員とともに役員会に出席し、事業の計画立案に参画する。
- 4 庶務は当会の庶務事務に当たる。
- 5 会計は当会の会計事務に当たる。
- 6 監査は、当会の監査にあたり、その結果を総会で報告する。

第10条 役員の仕事は2年とし、改選は総会で行う。ただし、再任は妨げない。

第11条 会計年度は、1月1日から12月31日とする。

第12条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第13条 当会は2002年2月に設立

附則1 2020年2月2日 会の名称を与謝山の会から丹後山の会に改称し規約を改正

附則2 2021年2月1日 規約を改正